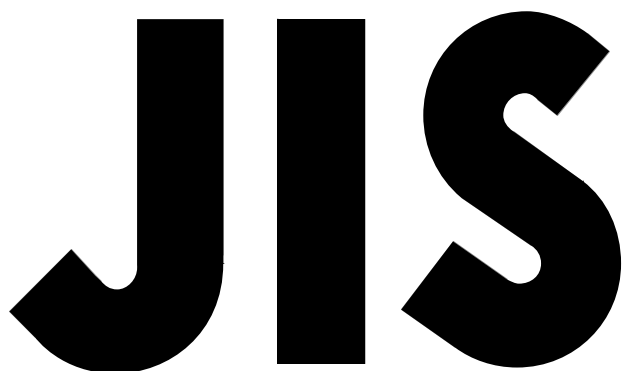




福祉用具－入浴用いす

JIS T 9260 : 2011

平成 23 年 4 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山 内 繁	早稲田大学
(委員)	青 木 和 夫	日本大学
	赤 居 正 美	社団法人日本リハビリテーション医学会（国立障害者リハビリテーションセンター）
	一 瀬 正 志	財団法人テクノエイド協会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	太 田 修 平	日本障害者協議会
	加 藤 俊 和	社会福祉法人京都ライトハウス
	川 澄 正 史	日本生活支援工学会
	倉 片 憲 治	独立行政法人産業技術総合研究所
	佐 川 賢	日本女子大学
	末 田 統	徳島大学
	高 橋 儀 平	東洋大学
	田 中 理	横浜市総合リハビリテーションセンター
	田 中 繁	国際医療福祉大学
	田 中 雅 子	社団法人日本介護福祉士会（富山県福祉カレッジ）
	畠 中 順 子	社団法人人間生活工学研究センター
	畠 山 孝	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	森 川 美 和	財団法人共用品推進機構
	森 本 正 治	大阪電気通信大学
	山 際 淳	日本生活協同組合連合会
	山 澤 貴	日本福祉用具・生活支援用具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.4.20

官 報 公 示：平成 23.4.20

原案作成協力者：日本福祉用具・生活支援用具協会

（〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル TEL 03-3437-2623）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会（委員長 山内 繁）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 各部の名称	1
5 設計, 外観及び構造	2
5.1 設計	2
5.2 外観	2
5.3 構造	2
6 性能	3
7 試験条件	4
7.1 試験室の環境	4
7.2 試験装置	4
7.3 許容差	4
8 試験	4
8.1 一般	4
8.2 安定性試験	5
8.3 静的強度試験	7
8.4 耐衝撃性試験	10
8.5 耐久性試験	12
8.6 耐落下衝撃試験	14
8.7 滑り抵抗試験	15
8.8 けい(頸)部の引き込まれ回避確認試験(背もたれ及びひじ掛けがある場合)	15
9 検査	16
10 表示	17
11 取扱説明書	17
附属書 A (参考) 設計における配慮事項	18
解 説	20

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

福祉用具—入浴用いす

Assistive products—Shower chairs

1 適用範囲

この規格は、福祉用具のうち、浴室の中で体を洗ったり又はシャワーを使用するときに用いる入浴用いすについて規定する。ただし、浴槽内で使用するいす及びキャスターなどの移動機能をもついすは除く。

注記 浴槽内で使用するいすは、**JIS T 9259** で規定されている。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 6253 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—硬さの求め方

JIS T 0102 福祉関連機器用語〔支援機器部門〕

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS T 0102** によるほか、次による。

3.1

座面

人体を支えるために垂直に作用する力を支持する面となる部材。

3.2

背もたれ

人体を支えるために水平に作用する力を支持する面となる部材。

3.3

ひじ掛け

腕を支えるための部材。

3.4

脚部

座面及び背もたれにかかる力を支える構造となる部材。

4 各部の名称

各部の名称は、図 1 による。